

議員提出議案第10号

非核3原則の堅持を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり琴浦町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和8年9月18日 提出

提出者	琴浦町議会議員	大平高志
賛成者	同	田口友香
	同	小椋正和
	同	押本昌幸
	同	金光敦
	同	米田靖生
	同	渡辺一匡

令和8年 月 日

琴浦町議会議長 前田智章

非核３原則の堅持を求める意見書

非核３原則は、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」とした、日本の国是であるとともに、平和憲法を持つ唯一の戦争被爆国としての国際公約でもある。広島、長崎の原爆被害を知る日本国民は核兵器の廃絶を心から願っている。日本世論調査会が2025年8月に行った世論調査でも80%が非核３原則は堅持すべきと回答している。又、鳥取県内のすべての市町村から平和宣言が発出されており、これらの宣言の中では「非核３原則の完全実施」と「核兵器の廃絶を世界に向かって訴えていく決意」が高らかにうたわれている。

しかしながら、現在、安全保障関連３文書の改訂に向けた議論が与党内で開始されており、これに伴い非核３原則の見直しを求める声が与党内から上がっていることに大変な危惧を抱くものである。核兵器を取り巻く国際情勢が一層厳しさを増す今日だからこそ、非核３原則はわが国や地域の安定を築く基盤として今後も確実に守られるべきである。「核兵器は絶滅を目的とした悪魔の兵器である」と声を上げ続けている被爆者の声に今こそ、耳を傾けるべきであり、非核３原則の見直しを断じて許すことはできない。

唯一の戦争被爆国である我が国は、核兵器による悲惨な状況を繰り返さないために、被爆の実相を伝え、自らが非核３原則を遵守し、核兵器廃絶に向けた不断の努力を続けていく使命があり、非核３原則の見直しを断じて許すことはできない。

よって、政府においては国是として非核３原則を堅持することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月18日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

【提出先】

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣